

Universal Oneサービス契約約款（第1編） 【現改比較表】 2021年2月1日現在

～2021年1月31日

2021年2月1日～

別記

- 3 Universal Oneサービスの提供に係る他の電気通信事業者の電気通信サービスの契約
 (2) 光アクセス回線に係るもの
 ア 東日本電信電話株式会社に係るもの
 I P通信網サービス契約約款に規定するI P通信網契約であって、次に掲げる品目及び細目等に係るもの

品目及び細目等				
(ア)	メニュー5-1	I型	100Mb/s	プラン2
(イ)	(略)			
(ウ)				
(エ)				
(オ)				
(カ)				
(キ)				
(ク)				

備考

- 1 [料金表通則に規定するベストエフォート（ライト）アクセスについては、メニュー5-1のI型の100Mb/sのプラン2を除きます。](#)
- 2 [料金表通則に規定する光一括提供型については、メニュー5-1のI型を除きます。](#)
- 3 料金表通則に規定するフレッツ別契約型については、本表に定める品目及び細目等のほか、東日本電信電話株式会社の卸電気通信役務を利用する他の電気通信事業者の電気通信サービス（本表に定める品目及び細目等に相当するものに限り。）を含むものとします。

別記

- 3 Universal Oneサービスの提供に係る他の電気通信事業者の電気通信サービスの契約
 (2) 光アクセス回線に係るもの
 ア 東日本電信電話株式会社に係るもの
 I P通信網サービス契約約款に規定するI P通信網契約であって、次に掲げる品目及び細目等に係るもの

品目及び細目等	
(ア)	削除
(イ)	(略)
(ウ)	
(エ)	
(オ)	
(カ)	
(キ)	
(ク)	

備考

料金表通則に規定するフレッツ別契約型については、本表に定める品目及び細目等のほか、東日本電信電話株式会社の卸電気通信役務を利用する他の電気通信事業者の電気通信サービス（本表に定める品目及び細目等に相当するものに限り。）を含むものとします。

料金表

通則

（V P Nサービスの区別等）

- 14 当社は、この料金表を適用するにあたって、Universal Oneサービスの区別等として、次のとおりV P Nサービスの区別等を定めます。

料金表

通則

（V P Nサービスの区別等）

- 14 当社は、この料金表を適用するにあたって、Universal Oneサービスの区別等として、次のとおりV P Nサービスの区別等を定めます。

Universal Oneサービス契約約款（第1編） 【現改比較表】 2021年2月1日現在

～2021年1月31日

2021年2月1日～

(3) VPNサービスには、次の品目等があります。

カ ベストエフォートアクセス及びベストエフォート（ライト）アクセスに係るもの

品 目	内 容
(略)	(略)
備考	
2 光一括提供型、フレッツ一括提供型及びフレッツ別契約型（いずれも光アクセス回線に係るものに限ります。）にはフレッツタイプの区分があります。	
フレッツタイプの区分	内 容
ベーシック	別記3の(2)に掲げるアの(ア)に係るもの
ファミリー	(略)
マンション	(略)
備考 ベーシックは契約者回線等による区分が光一括提供型以外のもの限り提供します。	

(3) VPNサービスには、次の品目等があります。

カ ベストエフォートアクセス及びベストエフォート（ライト）アクセスに係るもの

品 目	内 容
(略)	(略)
備考	
2 光一括提供型、フレッツ一括提供型及びフレッツ別契約型（いずれも光アクセス回線に係るものに限ります。）にはフレッツタイプの区分があります。	
フレッツタイプの区分	内 容
ファミリー	(略)
マンション	(略)

第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）

第1類 利用料金

第1 VPNサービスに係るもの

2 料金額

2-1 定額通信料等

2-1-1 レイヤー3に係るもの

2-1-1-7 ベストエフォートアクセス（定額通信料）

(2) フレッツタイプ（フレッツ一括提供型）

ア 契約事業者が東日本電信電話株式会社のもの

1の回線契約ごとに月額

品 目			料 金 額
DSL回線に係るもの			(略)
光アクセス回線に係るもの	ファミリー	(略)	(略)
	マンション	(略)	(略)

第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）

第1類 利用料金

第1 VPNサービスに係るもの

2 料金額

2-1 定額通信料等

2-1-1 レイヤー3に係るもの

2-1-1-7 ベストエフォートアクセス（定額通信料）

(2) フレッツタイプ（フレッツ一括提供型）

ア 契約事業者が東日本電信電話株式会社のもの

1の回線契約ごとに月額

品 目			料 金 額
DSL回線に係るもの			(略)
光アクセス回線に係るもの	ファミリー	(略)	(略)
	マンション	(略)	(略)

Universal Oneサービス契約約款（第1編） 【現改比較表】 2021年2月1日現在

～2021年1月31日

2021年2月1日～

[ベーシック](#)

17,000円
(18,700円)

イ (略)
(3) フレッツタイプ (フレッツ別契約型)

1の回線契約ごとに月額

品 目		料 金 額
DSL回線に係るもの		(略)
光アクセス回線に係るもの	ファミリー	
	マンション	
	ベーシック	

イ (略)
(3) フレッツタイプ (フレッツ別契約型)

1の回線契約ごとに月額

品 目		料 金 額
DSL回線に係るもの		(略)
光アクセス回線に係るもの	ファミリー	
	マンション	

2-1-2 レイヤー2に係るもの
2-1-2-4 ベストエフォートアクセス (定額通信料)
(1) フレッツタイプ (フレッツ一括提供型)

1の回線契約ごとに月額

品 目	料 金 額	
	契約事業者が東 日本電信電話株 式会社のもの	契約事業者が西 日本電信電話株 式会社のもの
シングルセッションに係るもの		
DSL回線に係るもの	(略)	(略)
光アクセス回線に係るもの	ファミリー	(略)
	マンション	(略)
	ベーシック	24,500円 (26,950円)
デュアルセッションに係るもの		
DSL回線に係るもの	(略)	(略)
光アクセス回線に係るもの	ファミリー	(略)
	マンション	(略)

2-1-2 レイヤー2に係るもの
2-1-2-4 ベストエフォートアクセス (定額通信料)
(1) フレッツタイプ (フレッツ一括提供型)

1の回線契約ごとに月額

品 目	料 金 額	
	契約事業者が東 日本電信電話株 式会社のもの	契約事業者が西 日本電信電話株 式会社のもの
シングルセッションに係るもの		
DSL回線に係るもの	(略)	(略)
光アクセス回線に係るもの	ファミリー	(略)
	マンション	(略)

デュアルセッションに係るもの		
DSL回線に係るもの	(略)	(略)
光アクセス回線に係るもの	ファミリー	(略)
	マンション	(略)

Universal Oneサービス契約約款（第1編） 【現改比較表】 2021年2月1日現在

～2021年1月31日

2021年2月1日～

	ベーシック	39,600円 (43,560円)	＝
--	-----------------------	----------------------	---

(2) フレッツタイプ（フレッツ別契約型）

1の回線契約ごとに月額

品 目		料 金 額
シングルセッションに係るもの		
DSL回線に係るもの		(略)
光アクセス回線に係るもの	ファミリー	(略)
	マンション	(略)
	ベーシック	14,400円 (15,840円)
デュアルセッションに係るもの		
DSL回線に係るもの		(略)
光アクセス回線に係るもの	ファミリー	(略)
	マンション	(略)
	ベーシック	29,500円 (32,450円)

(2) フレッツタイプ（フレッツ別契約型）

1の回線契約ごとに月額

品 目		料 金 額
シングルセッションに係るもの		
DSL回線に係るもの		(略)
光アクセス回線に係るもの	ファミリー	(略)
	マンション	(略)
デュアルセッションに係るもの		
DSL回線に係るもの		(略)
光アクセス回線に係るもの	ファミリー	(略)
	マンション	(略)

[附 則（令和2年12月23日 D P Sサ第00726925号）](#)

[（実施期日）](#)

- [この改正規定は、令和3年2月1日から実施します。](#)
[（サービスの廃止）](#)
- [当社は、令和3年2月1日付で、次に掲げるUniversal Oneサービス、クローズドコンピュータ通信網サービス及びGroup-Etherサービス（以下この附則において「Universal Oneサービス等」といいます。）を廃止します。](#)

[\(1\) Universal Oneサービス](#)

- [ア レイヤー3 ベストエフォートアクセス フレッツ一括提供型 \[ベーシック\]\(#\)](#)
- [イ レイヤー3 ベストエフォートアクセス フレッツ別契約型 \[ベーシック\]\(#\)](#)
- [ウ レイヤー2 ベストエフォートアクセス フレッツ一括提供型 \[ベーシック\]\(#\)](#)
- [エ レイヤー2 ベストエフォートアクセス フレッツ別契約型 \[ベーシック\]\(#\)](#)

Universal Oneサービス契約約款（第1編） 【現改比較表】 2021年2月1日現在

～2021年1月31日

2021年2月1日～

(2) クローズドコンピュータ通信網サービス

ア カテゴリー2 クラス1 タイプ2 プラン3

イ カテゴリー2 クラス4 プラン4

ウ カテゴリー3 クラス2 タイプ3

(3) Group-Etherサービス

ア カテゴリー1 クラス1 タイプ1 コース1

イ カテゴリー1 クラス2 タイプ1 コース1

ウ カテゴリー2 クラス1 タイプ1 コース1

エ カテゴリー2 クラス2 タイプ1 コース1

(経過措置)

3 前項の規定にかかわらず、この改正規定実施の際現に、東日本電信電話株式会社が提供する光アクセス回線（東日本電信電話株式会社のIP通信網サービス契約約款に規定するメニュー5-1のI型の100Mb/s品目のプラン2又はそれに相当する電気通信サービスに限り、以下この附則において同じとします。）を契約者回線等としているUniversal Oneサービス等については、東日本電信電話株式会社がその光アクセス回線に係る電気通信サービスの提供を継続する間、次のとおりとします。

(1) その光アクセス回線をUniversal Oneサービス等の契約者回線等として取り扱います。

(2) そのUniversal Oneサービス等に関する料金その他の提供条件について、なお従前のとおりとします。

(3) (2)の場合、Universal Oneサービス等に係る契約者は、当該プラン等から他のプラン等への変更の請求を行うことができます。

4 第2項及び第3項の規定にかかわらず、次に掲げるUniversal Oneサービス等については、当分の間、次に定めるところによりその提供を継続します。

(1) Universal Oneサービスは、次のサービスを対象とします。

対象プラン等	内 容
<u>ベストエフォートアクセス</u> <u>フレッツ別契約型</u> <u>ベーシック</u>	<u>Universal Oneサービス契約約款（第1編）別記3の(2)に掲げるアの(ウ)から(オ)まで並びにイの(イ)及び(ウ)に係る光アクセス回線を利用するものであって、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社の契約約款及び料金表に規定するメニュー5-1（プラン2として提供していたものに限り、）からの移行に係るもの</u>

Universal Oneサービス契約約款（第1編） 【現改比較表】 2021年2月1日現在

～2021年1月31日

2021年2月1日～

備考 レイヤー 3 及びレイヤー 2 の双方において対象とします。

(2) クローズドコンピュータ通信網サービスは、次のサービスを対象とします。

対象プラン等	内 容
カテゴリー 2 クラス 1 タイプ 2 プラン 3	Universal Oneサービス契約約款（第6編）に基づいて提供するプラン N F と同じ光アクセス回線を利用するものであって、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社の契約約款及び料金表に規定するメニュー 5 - 1（プラン 2 として提供していたものに限り。）からの移行に係るもの

(3) Group-Etherサービスは、次のサービスを対象とします。

対象プラン等	内 容
クラス 2 タイプ 1 コース 1	Universal Oneサービス契約約款（第7編）に基づいて提供するコース 2 と同じ光アクセス回線を利用するものであって、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社の契約約款及び料金表に規定するメニュー 5 - 1（プラン 2 として提供していたものに限り。）からの移行に係るもの

備考 カテゴリー 1 及びカテゴリー 2 の双方において対象とします。

(4) (1)から(3)までに掲げるUniversal Oneサービス等については、当該プラン等から他のプラン等への変更の請求を行うことができます。

(5) (1)から(4)までに定める事項を除いては、この改正規定実施前において各対象プラン等に適用されていた料金その他の提供条件を適用します。

5 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならない電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

6 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。